

AFTC INFORMATION

走行距離及び修復歴の有無について不当表示を行った 非会員事業者5社に対し、消費者庁が措置命令

消費者庁は、平成24年2月28日付で、「走行距離」及び「修復歴の有無」に関する不当表示を行った5事業者（いずれも公取協非会員）に対して、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認）違反）に基づき、措置命令を行いました。

詳細については、消費者庁ホームページ

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120228premiums_1.pdf をご覧下さい。

<違反事実の概要>

1) 事業者名 岩切自動車こと岩切明春（宮崎県都城市）

- ① 中古自動車情報誌に広告掲載した8台の中古車について、修復歴がある車両を修復歴「なし」と表示した
- ② 中古自動車情報誌に広告掲載した前記①記載の1台を含む2台の中古車について、当該中古車の走行距離計が示す数値よりも過少に表示した

2) 事業者名 株式会社オートプレンティ（埼玉県富士見市）

- ① 中古自動車情報誌に広告掲載した4台の中古車について、修復歴がある車両を修復歴「なし」と表示した
- ② 中古自動車情報誌に広告掲載した前記①記載のものを含む5台の中古車について、オートオークションにおいて改ざん歴（走行距離数の逆転が判明した履歴）があるにもかかわらず、当該中古車の走行距離計が示す数値の近似値を表示した

3) 事業者名 ガレージZEROこと奥津明夫（静岡県浜松市）

- ① 中古自動車情報誌に広告掲載した13台の中古車について、修復歴がある車両を修復歴「なし」と表示した

4) 事業者名 株式会社キガサワ（長野県駒ヶ根市）

- ① 中古自動車情報誌に広告掲載した5台の中古車について、修復歴がある車両を修復歴「なし」と表示した
- ② 中古自動車情報誌に広告掲載した前記①記載の内の1台の中古車について、オートオークションにおいて走行距離計の交換歴があるにもかかわらず、走行距離計の交換前・後の走行距離を合算した数値よりも過少に表示した

5) 事業者名 Benetsaこと小林隆幸（福岡県福岡市）

- ① 中古自動車情報誌に広告掲載した5台の中古車について、修復歴がある車両を修復歴「なし」と表示した

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

規約に基づく走行距離の適正な表示方法については、当協議会ホームページ

http://www.aftc.or.jp/pdf/mileage_reasonable_panf.pdf をご参照下さい。

この件に関するお問い合わせは・・・(社)自動車公正取引協議会 四輪車業務グループまで
e-mail info@aftc.or.jp TEL 03-3265-7975 FAX 03-3265-7978